

令和4年3月15日から施行

# クロスボウ所持禁止

許可制

に!

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります!

令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。



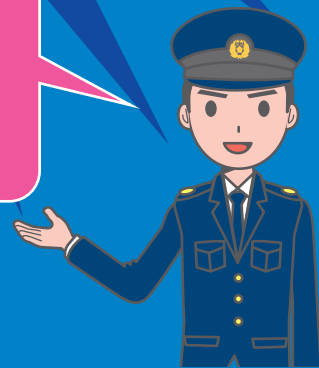
無償で処分します!

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。無償で処分します。



どんなクロスボウが規制対象になるの?

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。



詳細は警察庁ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>